

長野市立信更中学校の閉校に伴う 長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を 改正する規則（案） 及び

長野市特定地域学校選択制度について

1 これまでの経過

年月日	内 容
令和3年10月6日	教育委員会において「長野市立信更中学校を、令和5年3月31日をもって閉校とする」ことを決定
令和3年12月20日	市議会12月定例会で「長野市立学校設置条例の一部を改正する条例」議決
令和4年1月5日	・教育委員会にて「長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」改正（案）及び「長野市特定地域学校選択制度」について協議 ・「長野市立学校設置条例の一部を改正する条例」報告

2 閉校後の指定校について

信更地区住民自治協議会、小・中学校PTA会長等からの要望事項

指定校は東西両側へ設定し、選択できるようにしてほしい。
また、それ以外の学校を希望する保護者の意向にも配慮してほしい。

市教育委員会の対応（案）

○「長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」

旧信田小学校の通学区 ⇒ 篠ノ井西中学校を指定校とする

旧更府小学校の通学区 ⇒ 信州新町中学校を指定校とする

※信更中学校の卒業生台帳や学籍に係る重要書類等は、篠ノ井西中学校へ移管

○「長野市特定地域学校選択制度」

旧信田小学校の通学区 ⇒ 信州新町中学校も選択できる

旧更府小学校の通学区 ⇒ 篠ノ井西中学校も選択できる

※これ以外の学校を希望する場合は、この制度によらず、指定校変更手続きにより認める。

【参考】各学校の位置関係



長野市特定地域学校選択制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1 この要綱は、「活力ある学校づくり」の推進に資するため、長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成元年長野市教育委員会規則第4号）に定める通学区域（第5第2項において「指定通学区域」という。）を弾力的に運用し、特定地域学校選択制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において「特定地域学校選択制度」とは、特定地域から選択可能学校への就学を認めることをいう。

2 この要綱において「特定地域」とは、別表の左欄に掲げる地域をいう。

3 この要綱において「選択可能学校」とは、別表の左欄に掲げる特定地域ごとに同表の右欄に定める学校をいう。

（対象者）

第3 第2第1項の規定により選択可能学校に就学することができる者は、選択可能学校への就学を開始する日において特定地域に住所を有する者とする。

（学校選択の申請）

第4 第3の規定により選択可能学校に就学することができる者の保護者は、その者を選択可能学校に就学させようとするときは、長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日までに特定地域選択可能学校就学許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

（就学の可否の決定等）

第5 教育委員会は、第4に規定する申請書を受理したときは、就学の可否を決定し、選択可能学校への就学を許可する場合は特定地域選択可能学校就学許可書（様式第2号）により、選択可能学校への就学を許可しない場合は特定地域選択可能学校就学不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項により就学を許可したときは、特定地域選択可能学校就学許可通知書（様式第4号）により当該選択可能学校及び指定通学区域の学校の校長に通知するものとする。

（変更に伴う届出）

第6 第5第1項の規定による就学許可を受けて選択可能学校に就学する者の保護者は、特定地域選択可能学校就学許可書の記載内容に変更が生じたときは、特定地域選択可能学校就学許可書記載事項変更届（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（学校情報の提供等）

第7 教育委員会は、特定地域学校選択制度の実施に当たり、学校見学及び学校情報の提供に努めるものとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 特定地域学校選択制度による選択可能学校への就学に係る申請、許可その他の手続は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

別表（第2関係）

特定地域	選択可能学校
信更町氷ノ田の一部 信更町吉原 信更町今泉 信更町三水 信更町上尾 信更町涌池 信更町桜井 信更町下平 信更町古藤 信更町安庭	長野市立篠ノ井西中学校
信更町赤田 信更町田野口 信更町氷ノ田の一部 信更町灰原 信更町高野 信更町田沢	長野市立信州新町中学校

様式第 1 号（第 4 関係）

特定地域選択可能学校就学許可申請書

年 月 日

（宛先）長野市教育委員会

保護者氏名

住 所

連絡先(電話)

次のとおり選択可能学校への就学を希望するので、申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
児童生徒氏名		性別	
保護者氏名		続柄	父・母・
住 所	(〒) 長野市		
住所に基づく指定 学校名及び学年	長野市立	学校	年度 第 学年
就学を希望する 学校名及び学年	長野市立	学校	年度 第 学年
就学期日	年 月 日		

*選択に当たっての留意事項

- 1 卒業時までの通学を原則とします。
- 2 保護者は、選択する学校の教育及びP T A活動等に賛同し、ご協力をお願いします。

様式第2号（第5関係）

第 号
年 月 日

保護者

様

長野市教育委員会

特定地域選択可能学校就学許可書

年 月 日付けで申請のありました特定地域学校選択制度に基づく選択可能学校への就学について、次のとおり許可します。

1	児童生徒の氏名 及び性別	()
2	児童生徒の 生年月日	年 月 日
3	保護者の氏名 及び続柄	(続柄)
4	児童生徒の 住 所	長野市
5	住所に基づく指定 学校名及び学年	長野市立 学校 年度 第 学年
6	就学校名及び 学 年	長野市立 学校 年度 第 学年
7	就学期日	年 月 日

備考

- この許可通知書に記載された事項に変更がある場合は、教育委員会へ変更届を提出してください。
- この許可通知は、変更届の手続の際、確認させていただきますので、大切に保管してください。

様式第3号（第5関係）

第 号
年 月 日

保護者

様

長野市教育委員会

特定地域選択可能学校就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました特定地域学校選択制度に基づく選択可能学校への就学について、次の理由により不許可とします。

1	児童生徒の 氏名及び性別	()
2	児童生徒の 生年月日	年 月 日
3	保護者の氏名 及び続柄	(続柄)
4	児童生徒の 住所	長野市
5	就学不許可校名 及び学年	長野市立 学校 年度 第 学年
6	不許可の理由	

※ この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4号（第5関係）

第 号
年 月 日

学校長 様

長野市教育委員会

特定地域選択可能学校就学許可通知書

年 月 日付けで申請のありました特定地域学校選択制度に基づく選択可能学校への就学について、次のとおり許可しましたので通知します。

1	児童生徒の 氏名及び性別	()
2	児童生徒の 生年月日	年 月 日
3	保護者の氏名 及び続柄	(続柄)
4	児童生徒の 住 所	長野市
5	住所に基づく指定 学校名及び学年	長野市立 学校 年度 第 学年
6	就学校名及び 学 年	長野市立 学校 年度 第 学年
7	就学期日	年 月 日

様式第5号（第6関係）

特定地域選択可能学校就学許可書記載事項変更届

年 月 日

（宛先）長野市教育委員会

保護者氏名

住 所

連絡先(電話)

年 月 日付け 第 号で許可がありました記載事項について、
下記のとおり変更がありましたのでお届けします。

記

区分	変更前	変更後
児 童 生 徒 の 氏 名		
保 護 者 の 氏 名 及 び 続 柄	(続柄)	(続柄)
児 童 生 徒 の 住 所		
住 所 に 基 づ く 指 定 学 校 名	長野市立 学校	長野市立 学校
就 学 校 名	長野市立 学校	
変 更 期 日	年 月 日	